

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」（三次改定）（案）へのご意見と市の考え方について

意見募集期間 令和5年2月8日（水曜）から令和5年3月10日（金曜）まで

意見提出者数 1名

意見提出件数 1件（計画案の修正 0件）

ご意見とご意見に対する市の考え方

No.	意見箇所	意見内容	ご意見に対する市の考え方	計画案の修正
1	18 ページ 課題Ⅱ 「消費者教育の推進」 （新潟市消費者教育推進計画）	<p>消費者教育の充実のためには、「消費生活センター」の存在役割を周知することが重要と考えます。</p> <p>そのためには、出前講座や学校における教育の充実なども必要かもしれませんが、テレビによる役割や取組内容の周知が大きな効果があるのではないのでしょうか。</p> <p>（53 ページにあるように、消費生活センターが何をしているところかわからない市民が6割以上存在する。）</p>	<p>ご指摘のとおり、消費生活センターの役割を周知していくことは、大変重要なことであると考えています。</p> <p>三次改定案においては、「施策7 消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供」において、市ホームページや市公式LINEなどの活用により、情報提供を行うことを記載していることから、広報媒体には市報にいがた、広報テレビ、広報ラジオなども含まれています。</p>	無